\wedge



 \bigcirc

 \bigcirc

愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県**

第1555号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年5月7日金曜日 第1555号

▽ 日 	
規則	
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	503
告 示	
一部事務組合の規約の変更許可	503
救急病院の撤回	
救急病院の協力申出	
指定医師の所在地の変更	
指定知的障害者更生施設の指定	
指定知的障害者更生施設の指定の辞退	
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更	
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画	『の公
示	506
農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に	係る
補助金交付規程の一部改正	506
家畜人工授精師の免許証の交付	506
保安林予定森林	507
道路の区域変更(県道西条久万線)	507
道路の供用開始 (")	508
道路の位置の指定	508
公告	
愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施	508

規 則

○愛媛県規則第35号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、又は法」を「又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 学科試験のうち製菓理論及び実技試験の免除を受けようとする者にあつては、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の規定に基づく菓子製造に係る技能検定の合格証書の写し

様式第4号中

'	E	(氏	131 1) t	がな) 名	性 男女
	写真ちよう付欄	生	年		月	日	年 月 日生
	よう	住				所	
	· 付 欄	受	験	希	望	地	
	出願前 6 箇月以 内に写した名刺型 (正面、無帽、上	添	付	書	類	等	① 製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類② 写真(写真ちよう付欄にちよう付す

半身)をちよう付すること。	る こと。)	
年 月 日撮影		

を

E	(氏	131) ;	がな	(1)	性 男 女
写真ちよう付欄	生	年		月	日	年 月 日生
よう	住				所	
付 欄	受	験	希	望	地	
出願前6箇月以 内に写した名刺型 (正面、無帽、上 半身)のものもの よう付してくださ い。 年月日撮影	進法4定製	法律第二に造定の	昭 64 1 ブ係	開和号項くる格の	年第規子能	有(1級 2級) 無

- 注 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 製菓衞生師法(昭和41年法律第115号)第5条第1号若しくは第2号又は附則第2項若しくは第3項に該当する旨を証する書類
 - (2) 学科試験のうち製菓理論及び実技試験の免除を受けようとする者にあつては、菓子製造に係る技能検定の合格証書の写し

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1019号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 286 条第 1 項本文の 規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等 組合の規約の変更を許可した。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

西予市が愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合に加入 する。

- 2 規約変更年月日 平成16年4月27日
- 3 規約変更許可年月日 平成16年4月27日

○愛媛県告示第1020号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。 平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名
愛媛大学医学部附 属病院		温泉郡重信	町大字	志津川	文部科学省

○愛媛県告示第1021号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令 第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
愛媛大学 附属病院		温泉郡川	邓重信町大	字志津	国立大学法人 愛媛大学	平成19年 3月31日 まで

○愛媛県告示第1022号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成16年 5 月 7 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師で名	旧 所	在	新所	在 地	変更
医師氏名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日
永 井 勅 久	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町横河原366	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成16年 4月1日
和唐恵子	町 立 津 島 病 院	北宇和郡津島町大字高田 丙15番地	広見町立三島診療所	北宇和郡広見町大字小松 1511	昭和62年 12月31日
竹本勇治	II	II.	市立大洲病院	大洲市西大洲字甲570番 地	平成11年 3月31日
田中良憲	II	II.	松山赤十字病院	松山市文京町 1 番地	平成15年 5月31日
蜂須賀 康 巳	II.	II.	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成11年 10月31日
圓尾浩久	II	II.	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成14年 3月31日
古手川 洋 志	II	II.	II	II	"
近 藤 誠 司	II	II.	II	II	平成 8 年 5 月31日
宮内省蔵	II	II.	II	II	平成 9 年 8 月31日
小 西 義 克	公立周桑病院	東予市壬生川131番地	社会福祉法人恩賜財団済 生会西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪26 9 - 1	平成16年 4月1日
柳垣孝広	医療法人繁愛会石川病院	川之江市上分町732番地 1	II	II	"
相 原 敬	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	伊 予 病 院	伊予市八倉906番地 5	"
橋 本 治 久	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小 路甲217番地	II	II	"
万 波 誠	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	医療法人沖縄徳洲会宇和 島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目 6 番24号	"
樋 口 敏	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江1856番 地28	"
北 條 宣 政	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町大字近永 455 - 1	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	"
岩瀬孝志	愛 媛 労 災 病 院	新居浜市南小松原町13 - 27	公 立 周 桑 病 院	東予市壬生川131番地	"
田窪健二	財団法人積善会附属十全 総合病院	新居浜市北新町 1 番 5 号	II.	II.	"
小 林 瑞	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番 5号	II .	n.	"
岡 明博	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町甲2433 - 1	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	"
西村藤夫	町 立 宇 和 病 院	西宇和郡宇和町卯之町 1 - 246	II	II	"

○愛媛県告示第1023号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設を指定した

平成16年5月7日

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声	指定知的	障	害者更	生 施 設	の	設置	1 者		サービスの種類	指定	售者 §	更 生	施設	指	定	
事業者番号	名 和	称	主たる の 所	事務所 在 地	代	表者の	の氏		リーこ人の性類	名	称	所	在	地	年月	日
38000200103311	四国中央市		四国中央市四丁目6番	5三島宮川 第55号	藤	田	勝	志	知的障害者更 生施設	四国中央者更生施	市知的障害 設太陽の家	四国中 16番地	央市勢	妻鳥町乙	平成1 4月1	l6年 1日

○愛媛県告示第1024号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の29の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設の指定の辞退があ った。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指	定	居	宅	支	援	事	業	耆	Ĭ	サービスの種類	廃止に係	る指定	居宅支	援事	業所	届 出
尹未白田与	名		称	生の		事務所在 地	f	表者	の氏	名	リーころの怪殺	名	称	所	在	地	年月日
38000200101315	宇摩地區	区広域で	市町村		三島市 番54号	中央五	「篠	永	善	雄	知的障害者入 所更生施設	太陽の家		四国中 16番地	央市妻	鳥町乙	平成16年 3月31日

○愛媛県告示第1025号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業 所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声 张	指	定	居	宅	支	援	事	業	ī	者	サービス	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	届 出
事業者番号	名		称	主たの	三る	事 務 所 在 地		表者	の氏	:名	の種類	名		称	<u>所</u> 変	更		<u>至</u> 変	更	<u>地</u> 後	年月日
38000200026140	社会福 会	祉法ノ	人来島	今治 番地	市登/ 1	油甲345	越	智	_	博	知的障害 者地域生 活援助	フレンホーム	ノドシムⅡ	ップ	今治元 0 - 14		恵甲43	今治 一丁		子台東 - 10	平成15年 3月22日
38000200119143	社会福 会	祉法ノ	人来島	今治 番地	市登炉 1	油甲345	越	智	-	博	知的障害 者地域生 活援助	フレンホーム	ノドシ ムⅢ	ップ	今治7	市室屋 - 8	屋町 1	今治 0 - 14	市上1 1	徳甲43	平成15年 3月22日

○愛媛県告示第1026号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第 3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示 の日から4月間縦覧に供する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

 大規模小売店舗の名称 	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出年月日
セプンスター三津店	松山市会津町7番1外	大規模小売店舗において小 売業を行う者の名称	株式会社セブンス ター	株夕岡つ芸パ限、会式 、局や式株社森キ社 会、局や式株社森キ社 会、局や式株社森キ社 会、局で式株社森キ社 会、大社会時、ラ本 が、大社時、ラ本 が、大社等 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	平成16年 4月8日	平成16年 4月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業 経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1027号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に 規定する平成16年度の事業計画及び調査成果のシステム化の 実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う者 の 名 称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	古川西地区	平成17年3月31日まで	地籍調査
	古川南地区の一 部	"	"
	古川北及び古川 町地区	"	"
	和泉南地区	"	"
	古川北の一部及 び古川町地区	"	〃(概況調査)
	和泉南地区	"	"(概況調査)
	西石井地区	"	〃(概況調査)
宇和島市	大字石応の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	大字白浜の一部	"	"
	大字坂下津の一部	"	ll ll
八幡浜市	日土町四番耕地	平成17年3月31日まで	地籍調査
	日土町八番耕地 の一部	"	"
	日土町二番耕地	"	"
	日土町三番耕地	"	"
新居浜市	小美野の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	成の一部	"	"
	竹ヶ市の一部、 大本	"	"
	大野、竹ヶ市の 一部	"	"
大 洲 市	喜多山の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	恋木の一部	"	"
四国中央市	川之江町の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
	三島宮川の一部	"	"
	新宮町新瀬川の 一部	"	"
	土居の一部	"	"
	小富士の一部	"	数值情報化
重 信 町	山之内の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
川内町	大字松瀬川の一 部	平成17年 3 月31日まで	地籍調査
	"	"	数值情報化

1			大字則之内の一	"	地籍調査
			部		20相叫且
			大字河之内の一 部	"	"
松	前	町	大字永田	平成17年3月31日まで	地籍調査
			大字鶴吉の一部	"	"
長	浜	町	大字黒田の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
			大字晴海	"	"
津	島	町	大字近家の一部	平成17年3月31日まで	地籍調査
			"	"	数值情報化
			岩松の一部	"	地籍調査

○愛媛県告示第1028号

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程(昭和31年7月愛媛県告示第447号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「昭和22年法律第185号」の下に「。以下「法」 という。」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 組合等(法第12条第3項の組合等をいい、法第53条の2第4項の特定組合を除く。以下同じ。)の補助金は、 当該組合等に、その行う共済事業の規模に応じて、これを 交付する。

第3条中「又は農業共済組合連合会」を削る。

第4条第1号中「又は農業共済組合連合会」を削り、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「又は農業共済組合連合会」を削り、「又は、」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条中「又は農業共済組合連合会」を削る。

第6条中「又は農業共済組合連合会」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「農業共済団体」を「農業共済組合」に改め、「農業共済組合が」の下に「法第53条に規定する」を加え、同条第3号中「農業災害補償法」を「法」に改める。

○愛媛県告示第1029号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 年月日	家 の 種 類	免 許 資 格		本	籍	地	現 住 所	氏 名生年月日
第1782号	平成16年5月7日	牛	 家畜人工授 の業務	精	Щ		県	北条市八反地甲498番地	阿 立 真 崇 昭和53年11月24日

○愛媛県告示第1030号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 宇和島市柿原字ヒタリカ谷丁 340、丁 341 の 1
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字山財6304、6305、6329、6358、63 60、6362、6365、6367、6368、6369、6370、6372、6378 、6379

- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大字山財6365(次の図に示す部分に限る。)、63 67
 - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 北宇和郡津島町大字下畑地字ヲカノダバ戊24の1、字 カモ田戊27の1
 - (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カモ田戊27の1(次の図に示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (工) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 越智郡伯方町大字北浦字森乙77
 - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 南宇和郡一本松町増田36、41、42
- (2) 指定の目的 干害の防備
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 増田36(次の図に示す部分に限る。)、42
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
- □ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1031号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	亚 名 4 丁 /伯	上浮穴郡美川村七鳥2467番 4 から		旧	メートル 83~46.0	キロメートル 0.099	
宗	西条久万線 	同村七鳥2462番3まで		新	17 5~81 5	0 .099	

○愛媛県告示第1032号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	各 線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道		西条久	万線	上浮穴郡美同村七鳥24		167番 4 から ፤	•				平成16年 5 月 7 日

○愛媛県告示第1033号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

大洲市阿蔵字フルクメ甲1446番1、1447番及び1448番並

びに1447番地先里道

- 2 申請人の住所氏名 大洲市阿蔵甲1680番地 伊大建設株式会社 代表取締役 武田 幸久
- 3 図面省略

-	公	告	
_			

〇公 告

愛媛県立歯科技術専門学校入学試験の実施について

愛媛県立歯科技術専門学校運営規則(昭和46年愛媛県規則第13号)第9条第1項の規定による平成17年度愛媛県立歯科技術専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成16年5月7日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

科 別	期日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
歯科衛生士科	(1) 推薦入学試験 平成16年 10月16日(土) (2) 一般入学試験 平成17年 2月14日(月)	伊予郡砥部町高 尾田 543 番地 愛媛県立歯科技 術専門学校	2年	40大、学よ人20) (推試る員人、学よ人20) (東京の) (東京の	高等学校卒業者(平成17年3月 卒業見込みの者を含む。)り又はこれと同等以上の学力があると認め られた者。ただし、っては認め を受ける場合に同月卒業見疑みの で、在学高等学校の校長の推薦 を受けたものに限る。	歯科衛生士試験の受験資格が 得られる。
歯科技工	(1) 推薦入学試験 平成16年 10月16日(土) (2) 一般入学試験 平成17年 2月14日(月)	同 上	2年	20 5 20 5 20 5 20 5 20 5 20 5 20 5 20 5	同上	歯科技工士試 験の受験資格が 得られる。

2 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

- ア 入学願書(出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル横4センチメートルの写真をはること。)
- イ 健康診断書
- ウ 入学資格を証明する書類(卒業証明書、卒業見込証明書等)
- エ 最終出身校の成績証明書
- オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校の校長の推薦書
- (2) 入学願書及び健康診断書の用紙は、愛媛県立歯科技術専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号(332センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)。
- (3) 入学願書の受付期間及び提出先

ア 受付期間

(ア) 推薦入学試験

平成16年10月1日(金)から8日(金)まで

(イ) 一般入学試験

平成17年1月7日(金)から24日(月)まで

- (ウ) 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。
- イ 提出先

伊予郡砥部町高尾田 543 番地

(郵便番号 791 2101)

愛媛県立歯科技術専門学校

- 3 合格発表
 - (1) 推薦入学試験

平成16年10月29日(金)に在学高等学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

(2) 一般入学試験

平成17年2月28日(月)午前9時に愛媛県立歯科技術専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

4 その他

入学試験に関する詳細は、愛媛県立歯科技術専門学校に照会すること。

 平成16年 5 月 7 日	変		鞍	第1555号
		1		